

最終処分場の延命化に向けた取組について
(答申)

平成 24 年 3 月

クリーン北広島推進審議会

平成 24 年 3 月 30 日

北広島市長 上野 正三 様

クリーン北広島推進審議会

会長 石井 一英

最終処分場の延命化に向けた取組について（答申）

平成 23 年 11 月 7 日付けで諮問のあった最終処分場の延命化に向けた取組について、次のとおり答申いたします。

答 申 書

北広島市では、平成23年度稼働予定であった広域での焼却炉建設が延期になったことに伴ない、埋立ごみの減量化が喫緊の課題となり、平成18年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。

計画の中で立案した、家庭ごみの有料化による家庭ごみの減量、老朽化したリサイクルセンターの整備による資源化の推進、生ごみのバイオガス化処理による埋立ごみの減量を実施したことにより、現在、市のごみ排出量、リサイクル率ともに全国・全道平均と比べても高い水準にあり、第5期最終処分場も2年程度の延命化が図られる状況となっています。

しかし、限りある資源を有効に活用し、豊かな地球環境を次世代へ繋いでいくために、循環型社会形成の推進が求められている中で、未だ多くのごみが直接埋め立てられている現状を考慮すると、さらなる埋立ごみの減量が課題となっています。

今審議会では、最終処分場造成計画と一般廃棄物処理基本計画を策定するため、「最終処分場の延命化に向けた取組について」の諮問を受け、審議を行った結果、「1. 市民のごみ分別、排出抑制意識の向上」、「2. 生ごみの分別向上」、「3. 資源ごみの資源化施策の推進」、「4. その他埋め立てているごみの対策」について以下のとおり答申するものです。

【1. 市民のごみ分別、排出抑制意識の向上】

市では、ごみの分別・排出方法について、説明会や出前講座の開催、ごみの分別冊子、広報紙等で周知を図ってきているが十分とは言えない。他の、焼却を行っている自治体とは異なり、埋立に依存している現状を再認識し、埋立による環境影響や埋立ごみを減らす意義を市と市民が共有する必要がある。そのため、市はこれまでの周知方法の見直し、各種イベントへの参加、小中学生への環境教育、市民参加による指導員制度の活用、ごみステーションへの周知看板の設置、ごみを埋め立てることにより環境にどれだけ悪影響があるか、埋立ごみの減量のメリット等の情報を発信するなど、さらに市民の意識の向上を図る手法を検討し、継続的に実施することが必要である。市と市民が一体となり、それぞれの役割分担を意識した取組が求められる。

【2-1. 家庭系生ごみの分別向上】

家庭からの生ごみの分別収集を開始してから1年が経過しようとして

いるが、収集量は当初計画に比べて少ない状況が続いており、普通ごみには未だ多くの未分別の生ごみが存在し、地域によってその差がある。分別排出量を増加し、埋め立てられる生ごみを減らすために、市民の生ごみ分別への協力度が低い理由の分析を行ない、ごみ袋の大きさやごみ収集日等について検討し、市民が生ごみを分別しやすい環境を作ることが重要である。また、生ごみ排出抑制のために、エコクッキングの推進など情報発信が必要である。

なお、隣接する札幌市のごみ袋の使用が見られるため、対策が必要である。

【2-2. 事業系生ごみの分別向上】

事業系の生ごみ分別に関しては、現在、公共の施設からの収集にとどまっており、民間の事業所からの収集量を増やすため、個別に「生ごみ分別は市のルールであること」や「生ごみを分別する意義」を説明し、生ごみ分別の協力を依頼し、必要に応じて各事業所への指導を実施することが必要である。

また、収集運搬が効率的に行なえるよう、一定の生ごみ収集量を確保することも必要であり、分別排出を促すためのごみ処理手数料の設定等、排出業者と収集業者の両方を考慮した分別向上に向けた具体的な方策について早急な検討が必要である。

【3. 資源ごみの資源化施策の推進】

普通ごみの組成分析結果によると、市で資源ごみとしているものの混入がまだ見られることから、分別の徹底が必要である。

また、集団資源回収の利用促進や粗大ごみのリユース施策、小型家電等の資源化を図り、埋立ごみの減量を図ることが有効である。

1) 資源の混入

分かりやすいパンフレット等の作成や説明会の開催により周知を図るとともに、「普通ごみ」の名称を「埋立ごみ」に変更し、埋め立てていることを強調することにより意識の向上を図り、資源の混入を減らすことが必要である。

また、これまでと同様に自治会・町内会に引き続き協力を依頼するとともに市が依頼する市民の指導員等を育成し、ごみの知識のある人材を地域で増やしていくことも必要である。

2) 集団資源回収

集団資源回収の参加率は高い状況であるが、取組の程度には差がある。市は市民に対して、集団資源回収によって得られる奨励金や地域のつながりが強まるなどといったメリットを周知し、さらに回収対象物を拡大することにより回収量の向上を図る必要がある。

3) 粗大ごみ

粗大ごみのリユースをできる限り行ない、ごみの有効利用を図るとともに、施設の管理運営について市民団体等を活用することで、地域のつながりを活かした活動により、ごみの減量やモノを大事にするといった意識を向上させることが必要である。

4) 小型家電

国の施策に対応した小型家電の回収を行ない、資源化することが必要である。

【4. その他埋め立てているごみの対策】

現時点で埋め立てざるを得ないごみの中には、木材やプラスチックなど熱回収可能なものが存在するので、これらを回収し活用することなど、さらなる埋立ごみ減量に向けた検討が、将来的に必要である。

【まとめ】

今回答申する最終処分場の延命化に向けた取組については、上記1～4に提言したように、市はもとより、市民や事業者も含めた各主体が、それぞれの役割や責任を果たしていくことが重要である。

今後、最終処分場の延命化に向けた取組を進めていく上で、生ごみをはじめとする資源の分別の必要性とその意義を再認識し、原点に返って施策を検討する必要がある。そしてその実施にあたっては、市が危機感を持って主導的、先導的に行っていくことが、ごみ問題に対する市民や事業者の意識の向上、市民や事業者のやる気につながるものと考えられる。さらに、次世代の環境のためにできる限り埋立量が少なくなるように、市は施策の効果の情報発信、施策の検証・見直しを継続的に行っていくべきである。

以上

平成 28 年 3 月 30 日

北広島市長 上野 正三 様

クリーン北広島推進審議会
会長 石井 一英

家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策及び事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

平成 28 年 10 月 22 日付けで諮問のあった家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策及び事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直しについて、次のとおり答申いたします。

家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策

及び

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直し

について（答申）

平成 2 8 年 3 月

クリーン北広島推進審議会

答 申 書

北広島市では、第6期最終処分場が平成27年に供用開始となり、供用期間は10年間と予定されています。また現在、千歳市、長沼町、南幌町、由仁町及び栗山町と一部事務組合である道央廃棄物処理組合を設立し、平成36年度の焼却施設の稼働を目指し、協議が進められているところです。

中長期的な懸念として、焼却施設の稼働を予定している平成36年度と、第6期最終処分場が閉鎖される予定である平成37年度の期間が1年間しかなく、何らかの事由で焼却施設の稼働が遅れたり、ごみの排出量が増加したりした場合、北広島市のごみを最終処分できなくなる恐れがあります。

このことから、埋め立てられるごみの更なる減量化は喫緊の課題であり、課題解決のためには諮問にもありました、生ごみ及び事業系一般廃棄物の減量化が重要であると考えます。

家庭系一般廃棄物の組成分析の結果、生ごみは分別排出するというルールの周知徹底が不足しているため、未だ3割程度の生ごみが混入しているのが現状であり、更なる生ごみ分別推進による減量化が求められます。

また、事業系一般廃棄物中の生ごみは、ほとんど分別収集されていない状況にあるため、事業系生ごみの分別収集量の増加による埋立量削減が求められます。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理手数料については、平成14年度以来、処理手数料の改定は行われておらず、原価計算や受益者負担の観点から、適正な料金であるとはいえない状況にあります。

今審議会では、北広島市におけるごみ処理の安定的な運営と、美しい自然と環境に恵まれた北広島市を次世代へと引継ぎ、循環型社会を形成するため、「家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策」と「事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直し」について以下のとおり答申するものです。

1 家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策について

(1) 周知の徹底と啓発について

平成22年度から、市はごみの減量化と循環型社会形成のため、生ごみの分別収集及びバイオガス化処理を行っているが、普通ごみへの生ごみの混入状況やアンケート調査の結果等から、生ごみ分別排出はルールであることに

対する市民の認知度は不十分であるといえる。

一層の認知度向上のためには、市内全世帯への周知や、自治会・町内会の協力を得た周知が必要である。

例えば、広報紙を活用した啓発では、適正に分別されている意識の高いごみステーションを取り上げることで自治会・町内会での取り組みを喚起する、全市的な数値ではなく、家庭で1日当たりどれくらい生ごみそのものを減らせば目標が達成できるかという具体的な数値を示す、段ボール堆肥化など家庭における分別・減量化の工夫方法など、より具体的な内容を掲載することで家庭内の意識を高めることにより、分別・減量化を促進すべきである。

全世帯への啓発としては、自治会・町内会回覧している「きたひろごみ通信」の一層の活用や、出前講座等を活用した自治会・町内会単位での周知強化、子育て相談会などの育児世帯などが多く集まるイベント等で説明するなど、各世代のライフスタイルを考慮した啓発方策を検討することが効果的である。

家庭における生ごみ分別の難点として、分別した生ごみの保管時の悪臭発生の問題があるが、ポリ袋に小分けする、冷凍庫で冷凍するなどの方策をとっている家庭もあるので、そのような具体的な手法を普及していくべきである。

また、長期的な視点として、児童・生徒を対象に給食の食べ残しの減少や、環境ひろば等のイベントを活用した啓発の実施などを通じ、子どもから大人に生ごみ分別と減量化の必要性が伝わるような施策も有効である。

(2) 現場指導について

現在、廃棄物適正処理指導員や、自治会・町内会の協力を得てごみステーションでのごみの適正排出に対する指導・啓発を行っているが、さらに踏み込んだ取り組みが必要である。

平成26年度に実施した詳細な地区別、季節別の廃棄物組成分析結果を踏まえて、年齢構成や個別・集合など住宅の形態、地区ごとの特性に応じた人海戦術を活用したごみステーションでの個別の聞き取りや、現場指導等を市職員が中心となって行う必要がある。また、合わせて自治会・町内会に対する各地域の実態の聞き取り等も実施すべきである。

また、状況によっては分別の悪い地区の全世帯を対象に市職員が戸別訪問し、実態の聞き取りや啓発を行うことも効果的であると考えられる。

(3) その他

生ごみ分別の推進は、家庭から出る埋め立てられるごみ量の削減のために極めて重要なことである。今後の最終処分場残余スペースの見通しや、焼却処理の導入を考えると、啓発や現場指導など、市民に対し厳しいことをお願いして、生ごみの分別排出を実践してもらう必要に迫られていると言える。

今後の状況によっては、普通ごみの中に生ごみが入っていることが確認できれば不適正ごみとして取り扱う、さらにそのような状況が続いた場合には開封調査を実施することなども必要になってくるのではないかと考える。

戸別収集も生ごみ分別推進の有効な方策かもしれないが、コストの面や地域における共助の観点から、生ごみ分別推進のためだけではなく、高齢化の進展による排出困難者の急増など、社会情勢の変化に合わせて総合的に検討すべきであり、まずはできる限りの啓発や指導を行い、市民の協力を得て生ごみ分別の推進を進めていくべきである。

2 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直しについて

(1) 値上げの是非について

事業系一般廃棄物、産業廃棄物の処理手数料は、平成14年度以来改定されておらず、市の負担が増えており、廃棄物処理経費の収支が悪化しているが、経済情勢等を勘案し、手数料の見直しを見送ってきた経緯がある。

しかし、処理手数料の原価計算による収支状況や、近隣市の状況と比較しても手数料は低い状況にあり、廃棄物処理にかかる収支の改善のためにも改定すべき時期に来ている。

(2) 手数料の考え方及び値上げの幅について

手数料の現段階での考え方としては、基本的に事業者が排出するごみは事業者が全額負担すべきである。

ただし、事業系一般廃棄物については、排出処理責任は事業者にあるものの、市にも処理責任があることから、かかる原価の半分を事業者が負担し、残り半분을市が負担するという従前からの北広島市の考えを踏襲することでよいものとする。

手数料の改定額の算定に当たっては、処理にかかる原価計算を基に収支の均衡をめざし、定める必要がある。

なお、事業系一般廃棄物の手数料見直しに当たっては、事前に値上げの根拠を明確にするとともに、事業者を訪問するなどし、その説明と、ごみの減量化を促すことが必要である。

3 生ごみの処理手数料について

(1) 家庭系一般廃棄物における生ごみの処理手数料について

家庭系の生ごみ処理手数料については、生ごみの手数料を値下げする、あるいは生ごみの手数料を据え置いて普通ごみ等の手数料を値上げするなどし、インセンティブを付与することによって分別率の向上を図るという多数の意見もあったが、安価に排出できる生ごみへの異物混入等により、バイオガス化処理と汚泥の緑農地還元を支障をきたす恐れも否定できないことから、現段階では周知徹底や啓発を優先させるべきと考える。

(2) 事業系一般廃棄物における生ごみの処理手数料について

事業系一般廃棄物における生ごみの分別収集状況は計画値に対し収集量が絶対的に少なく、事業者による生ごみ分別排出の向上が課題となっており、早急な対応が必要である。

そこで事業系一般廃棄物の処理手数料値上げ改定にあたっては、生ごみとその他のものに一定期間処理手数料の差をつけることが生ごみ分別の推進と収集運搬体制の整備を同時に行うための一つの手段となりうる。

なお、家庭系一般廃棄物においては生ごみと普通ごみ等の手数料に差がないこと、排出される廃棄物に占める生ごみの割合が低い事業所もあることから、処理手数料の差については事業系一般廃棄物の処理にかかる収支を勘案し、定める必要がある。

また、生ごみ分別排出量増加に伴う、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者の収集体制についても考慮する必要がある。

4 将来の焼却処理に向けて

先述のとおり、北広島市では、平成36年度以降の広域化による焼却処理開始に伴い、廃棄物処理の体制が大きく変革されることとなる。

北広島市において、生ごみは分別して収集され、下水処理センターにおいてバイオガス化処理がなされ、処理に伴って排出される乾燥汚泥は全量緑農地還元されていること、まさにこのことは国が進める循環型社会形成に大きく寄与するものであり、北広島市の誇りとするものである。

また、生ごみを分別することによって焼却しなければいけないごみ量を減らすことは、広域化後の廃棄物処理経費の軽減につながり、市民の利益となることである。

このような点を鑑み、なぜ生ごみを分別し、排出しなければならいかとい

うことを、市民、事業者の共通認識として共有していかなければならない。

5 まとめ

今回答申する内容は、諮問の「家庭における生ごみ分別推進のための具体的方策」と「事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処理手数料の見直し」に関するものであるが、それを通じて埋立対象となるごみのさらなる減量化を促すものである。

現時点で埋立対象となるごみ量を減らすことは、将来の焼却処理にかかる費用を抑えることにつながり、また最終処分場を少しでも長く使うことは、金銭だけでは変えられない大きな価値があることである。

また、最終処分場に頼らざるをえない状況からも、ごみの減量化は北広島市における課題としては重要かつ喫緊のものであり、市長のリーダーシップのもと、市が全体となって取り組まなければならない。

よって、生ごみの分別率や埋立量削減に関しては、今後数値目標を設定したうえで戦略的、かつ計画的に取り組むべきである。そして今回の答申に対して、どのような取り組みをし、どのような成果が得られたのかを市民に公表しながら進めていくべきと考える。

今回の答申をもとに各種施策が実施され、埋め立てられるごみの減量及び廃棄物処理コストの軽減が図られることにより、持続可能な廃棄物処理体制が構築され、市民の安全で安心な生活が維持されることを願い、答申の結びとする。

以上